

令和 8 年度固定資産税(償却資産)申告の手引

1. 固定資産税(償却資産)の申告について

- (1) 固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産の所有者に対して課税されます。
- (2) 償却資産の所有者は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により当該償却資産について申告書を提出していただくことになります。
- (3) 令和 8 年 1 月 1 日現在、常陸大宮市内に所有している償却資産について申告していただきます。
- (4) 申告書の提出期限は、令和 8 年 2 月 2 日までです。

2. 償却資産の範囲

固定資産税の対象となる償却資産の範囲は、おおむね次のとおりです。

- (1) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産
- (2) 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの
- (3) 遊休未稼働であっても事業の用に供しうる状態にある資産
- (4) 簿外資産、償却済資産で現に事業の用に供している資産
- (5) 建設仮勘定として経理されている資産でその一部が 1 月 1 日までに完成し事業の用に供している資産

※ただし、次の資産は除かれます。

イ. 無形固定資産(特許権・実用新案権等)

ロ. 自動車税、軽自動車税が課税される資産(自動車、軽自動車、原動機付自転車等)

- (6) 償却資産とは、例えば次に掲げるような事業用資産です。

構 築 物……門、塀、舗装道路、煙突、ネオン塔、その他土地に定着する土木設備等

機 械 及 び 装 置……モーター、ボール盤、化学装置、冷凍装置、太陽光発電設備、その他機械及び装置等

船 舶……ボート、釣舟、漁船等

航 空 機……飛行機、ヘリコプター、グライダー等

車 輦 及 び 運 搬 具……自転車、フォークリフト、キャタピラを有する自動車等

工具器具及び備品……机、イス、ロッカー、パソコン、計算機等

3. 非課税とされる資産

地方税法第348条の規定に該当する資産には、固定資産税が課税されません。

なお、当該資産の申告時に、別途書類を提出していただく必要があります。

4. 課税標準の特例の適用される資産

地方税法第349条の 3 及び本法附則第15条各項に該当する資産には、固定資産税が軽減されます。

なお、当該資産の申告時に、別途書類を提出していただく必要があります。

5. 償却資産申告書の記載要領

- (1) 「種類別明細書」は複写式になっており、1 枚目は提出用、2 枚目は控用ですので、1 枚目(提出用)及び償却資産申告書を提出してください。
- (2) 「償却資産申告書」には、令和 8 年 1 月 1 日現在における総ての資産の価額について記載し、「種類別明細書」には令和 7 年 1 月 2 日から令和 8 年 1 月 1 日までの間に増加・減少した資産について記載してください。
なお、資産に増減がない場合でも備考欄に「前年中異動なし」と記載のうえ必ず申告してください。
- (3) 本年度はじめて申告される事業所については全資産申告してください。

(4) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記載のしかた

「※所有者コード」欄……………種類別明細書に出力された所有者コードを記載してください。

なお、本年度はじめて申告される場合は記載する必要はありません。

「1 住所(又は納税通知書送付先)」欄……………住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。

「2氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)」欄……………氏名を記載し、ふりがなを付してください。

なお、所有者が法人の場合、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。

「3 個人番号又は法人番号」欄……………所有者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側1文字空けて記載してください。

「4 事業種目(資本金等の額)」欄……………事業種目を具体的に記載してください。(例えば「自動車部品製造業」等) 2以上の事業を行う場合には、それぞれ記載し主たる事業種目に○印を付してください。

また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記載してください。

「5 事業開始年月」欄……………本市において事業を開始した年月を記載してください。

「6この申告に応答する者の係及び氏名」欄……………この申告に応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

「7 税理士等の氏名」欄……………経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

「8 短縮耐用年数の承認」欄……………国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「承認書」の写を添付してください。

「9 増加償却の届出」欄……………税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「届出書」の写を添付してください。

「10非課税該当資産」欄……………非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

「11課税標準の特例」欄……………課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

「12特別償却又は圧縮記帳」欄……………租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。

償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。

「13税務会計上の償却方法」欄……………税務会計上の償却方法について該当する方を○で囲んでください。

「14青色申告」欄……………法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

「15市(区)町村内における事業所等資産の所在地」欄……………本市における事業所の所在地を記載してください。

事業所の所在地が1か所だけでその所在地が「1 住所(又は納税通知書送付先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。

「16借用資産(有・無)」欄……………借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

なお、借用資産がある場合には貸主の名称を記載してください。

「17事業所用家屋の所有区分」欄……………事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

「18備考(添付書類等)」欄……………次のような事項を記載してください。

① 「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称

② 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度

③ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称

④ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所氏名

「19取得価額」の欄……………「前年前に取得したもの(イ)」には、令和7年度償却資産申告書の「(イ)-(ロ)+(ハ)」の欄の額を記載してください。また「前年中減少したもの(ロ)」「前年中取得したもの(ハ)」には種類別明細書に記載した、減少資産、増加資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。「計(ニ)」には算式により算出した額を記載してください。

「評価額(ホ)」、「※決定価格(ヘ)」、「※課税標準額(ト)」欄……………記載する必要はありません。

(5) 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の各欄の記載のしかた

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、新品取得、中古品取得及び移動により受入れた資産について記載してください。

なお、本年度はじめて申告される場合は全資産記載してください。

記載例

令和8年度										種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所 有 者 名										3枚のうち			
所 有 者 コ ー ド																														2 枚 目			
1 2 3 4 5 6 7																																	
行 番 号	資 産 の 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得価額	(イ) 耐用 年数	(ロ) 減価 償存 率	(イ) 償 額	課税標準 の特例	課税標準額	増加 事由	摘 要																		
					年 号	年	月									率	コード	率															
012			旋盤	1	5	0	7	0	4	十億	百万	千	円	2	400,000	10	0.	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	0	2	3	4		
026			金型	1	5	0	7	1	0						600,000	02	0.												0	2	3	4	

この欄は記載する必要はありません。

この欄は記載する必要はありません。

コード	資産の種類
1	構 築 物
2	機 械 及 び 装 置
3	船 舶
4	航 空 機
5	車 輛 及 び 運 搬 具
6	工 具 器 具 及 び 備 品

- 「※所有者コード」欄.....種類別明細書に出力された所有者コードを記載してください。
なお、本年度はじめて申告される場合は記載する必要はありません。
- 「所有者名」欄.....氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。
- 「資産の種類」欄.....1から6まで該当する資産の種類コードを記載してください。
- 「資産コード」欄.....記載する必要はありません。
- 「資産の名称等」欄.....資産の名称及び規格等を記載してください。
- 「数量」欄.....資産の数量を記載してください。
- 「取得年月(年号・年・月)」欄.....資産を取得した年月を記載してください。年号については、昭和を「3」平成を「4」令和を「5」と記載してください。
- 「取得価額(イ)」欄.....償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む。)を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
- 「耐用年数」欄.....減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。
なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
- 「増加事由」欄.....資産が増加した事由について、該当する番号を○で囲んでください。
- 「摘要」欄.....次のような事項を記載してください。
- ① 非課税又は課税標準の特例が適用される資産は、その適用条項(例、地方税法第349条の3第1項)
 - ② 割賦販売資産等地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その適用条項と売主の名称
 - ③ 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
 - ④ 短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示
 - ⑤ 増加償却を行っている資産は、その旨の表示(例、増加償却割合50%の場合50)

- (6) 「種類別明細書(減少資産用)」の各欄の記載のしかた
 全資産申告する場合は記載する必要はありません。
 申告済資産のうち、令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に売却、滅失又は他へ移動した資産について
 記載してください。

記載例

令和8年度										種 類 別 明 細 書 (減少資産用)										所 有 者 名		3枚のうち
所 有 者 コー ド																						2 枚 目
1 2 3 4 5 6 7																						
行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要							
					年 号	年	月				1売却 2滅失 3移動 4その他											
											1全部 2一部											
012		19	旋盤	1	3	4	8	07	十億:百万:千:円 1,060,000	10		①・2・3・4	①・2									
026		221	金型	2	3	5	6	11	400,000	02		①・2・3・4	1・②	取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)減少								

この欄は記載する必要はありません。

- 「※所有者コード」欄.....種類別明細書に出力された所有者コードを記載してください。
- 「所有者名」欄.....氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(減少資産用)」について
 3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。
- 「資産の種類」欄.....種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の種類コードを記載してください。
- 「抹消コード」欄.....種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の資産コードを記載してください。
- 「資産の名称等」欄.....種類別明細書に出力された資産の名称等を記載してください。
- 「数量」欄.....減少した資産の数量を記載してください。
 (例、5個のうち2個減少させる場合は「2」と記載してください。また、金額のみ減少させる場合には数量0(ゼロ)と記載してください。)
- 「取得年月(年号・年・月)」欄.....種類別明細書に出力された取得年月、年号を記載してください。
- 「取得価額」欄.....数量において減少させた個数に対しての取得価額(減少額)を記載してください。
- 「耐用年数」欄.....種類別明細書に出力された耐用年数を記載してください。
- 「申告年度」欄.....記載する必要はありません。
- 「減少の事由及び区分」欄.....それぞれ該当する事由及び区分の番号を○で囲んでください。
- 「摘要」欄.....減少の区分が「2.一部」に該当する場合には、次のように記載してください。
 (例、取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)減少)

6. そ の 他

- (1) 廃業、解散等の場合でも整理の都合上、申告書にその旨を記載して提出してください。
- (2) (控)は次年度以降申告の際に必要ですから大切に保存してください。
- (3) 正当な理由なくして虚偽の申告をしたり、申告をしなかった場合は、地方税法第385条（1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。）及び市税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科すことがありますので申し添えます。
- (4) 用紙の不足または申告等において不明の点がありましたら税務徴収課資産税グループまでお問い合わせください。
- (5) 種類別明細書（増・減資産用）につきましては、コンピューター入力に用いるため、丁寧に記入をお願いします。

申告期限
提出先
問い合わせ先

令和8年2月2日（月曜日）
〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6
常陸大宮市役所市民生活部税務徴収課資産税グループ
電話 0295-52-1111 内線234.235